

○ 日本消防協会役員給与規程

（昭和53年7月1日）

（総則）

第1条 日本消防協会の常勤の役員（以下「役員」という。）に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 役員の給与は、俸給、地域手当、通勤手当及び特別手当とする。

（給与の支給日）

第3条 給与の支給日は、職員の給与の支給日の例による。

（俸給）

第4条 理事長の俸給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する指定職俸給表の5号俸の俸給月額を超えない範囲内で会長が定める額とし、常務理事の俸給月額は、同表の3号俸の俸給月額を超えない範囲内で会長が定める額とする。

（新たに役員となった者の俸給等）

第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

（役員でなくなった者の俸給等）

第6条 役員が退職したときは、その日まで俸給等を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給等を支給する。

（地域手当）

第7条 地域手当の月額は、俸給の月額に100分の20を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第8条 通勤手当は、職員給与規程第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（特別手当）

第9条 役員の特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の会長の定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した役員も同様とする。

2 役員の特別手当の額は、特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

前項の特別手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び俸給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この規程は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 54 年 12 月 12 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 11 月 29 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、昭和 57 年 1 月 17 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行し、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 年 12 月 26 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間においては、この規程による改正後の日本消防協会役員給与規程第 7 条中「100 分の 12」とあるのは、「100 分の 11」とする。

附 則

この規程は、平成 12 年 2 月 9 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 12 年 12 月 1 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年12月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
(特別手当に関する特例措置)
- 2 平成13年度に支給する特別手当に関する改正後の日本消防協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第9条第2項の規定の適用については、「6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額」とする。
(特別手当の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された特別手当は、改正後の規程の規定による特別手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成14年12月16日から施行し、同年同月1日から適用する。ただし、改正後の日本消防協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第9条第2項中在職期間率の規定については平成15年4月1日から施行し、同年12月1日から適用する。
(平成14年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成14年12月に支給する特別手当に関する改正後の規程第9条第2項の規定の適用については、「100分の180」を「100分の175」とする。
- 3 平成14年12月に支給する特別手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、当該規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - 一 平成14年12月1日（特別手当について改正後の規程第9条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から11月30日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び当該額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の規程の規定による俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額
(給与の内払)
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行し、適用する。ただし、第2条の規定は、平成

16年4月1日から適用する。

（平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、当該規定により算出される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（同年4月1日から施行日の前日までの間において俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、その額からその期間を考慮した額を減じた額）

二 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行し、適用する。

（平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、当該規程により算出される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの間において俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数からその期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 この規定の施行の日から平成22年3月31日までの間においては、この規程による改正後の日本消防協会役員紹与規程第7条中「100分の18」とあるのは、「100分の18を超えない範囲内で国家公務員の例に準じて会長が定める率」とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する特別手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、当該規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数からその期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成21年6月に支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する特別手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、当該規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

（1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数からその期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成22年6月に支給された特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する特別手当の額は、第9条の規定にかかわらず、当該規定により算定される特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から日本消防協会役員給与規程の一部を改正する規定（平成24年3月1日）の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数からその期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び平成23年12月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例)
- 2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、第7条中「100分の20」とあるのは、「100分の20を超えない範囲内で国家公務員の例に準じて会長が定める率」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年2月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年6月及び平成27年12月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 平成27年6月及び平成27年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。
(給与の内扱)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給

与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月2日から施行する。

(平成28年6月及び平成28年12月に支給する特別手当に関する特例)

- 2 平成28年6月及び平成28年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」と、「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月15日から施行する。

(平成29年6月及び平成29年12月に支給する特別手当に関する特例)

- 2 平成29年6月及び平成29年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月7日から施行する。

(平成30年6月及び平成30年12月に支給する特別手当に関する特例)

- 2 平成30年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中、12月に支給する場合においては「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。

(令和元年6月及び令和元年12月に支給する特別手当に関する特例)

- 2 令和元年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中、12月に支給する場合においては「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月4日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
(令和2年12月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 令和2年6月に支給した特別手当の額が、改正後の規程の規定による特別手当の額を超える額は、令和2年12月に支給する特別手当の額の内払とみなして支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(令和4年6月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 令和3年12月に支給した特別手当の額が、改正後の規程の規定による特別手当の額を超える額は、令和4年6月に支給する特別手当の額の内払とみなして支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年11月30日から施行する。
(令和4年6月及び令和4年12月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 令和4年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中、12月に支給する場合においては「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
(令和5年6月及び令和5年12月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 令和5年6月及び令和5年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中、6月に支給する場合においては「100分の170」とあるのは「100分の165」と、12月に支給する場合においては「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月20日から施行する。
(令和6年12月に支給する特別手当に関する特例)
- 2 令和6年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中、12月に支給する場合においては「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

（給与の内扱）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年12月4日から施行する。

（令和7年12月に支給する特別手当に関する特例）

- 2 令和7年12月に支給する特別手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中、12月に支給する場合においては「100分の175」とあるのは「100分の177.5」とする。

（給与の内扱）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。